

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年11月16日（木）12:13～12:20
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |       |  |
|----|-------|--|
| 委員 | 工藤 和美 | シーラカンズK&H株式会社代表取締役<br>東洋大学理工学部建築学科教授     |
| 委員 | 鈴木 亘  | 学習院大学経済学部経済学科教授                          |
| 委員 | 原 英史  | 株式会社政策工房代表取締役社長                          |
| 委員 | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授                       |
| 委員 | 八代 尚宏 | 国際基督教大学教養学部客員教授<br>昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

#### <関係省庁>

- |  |       |                    |
|--|-------|--------------------|
|  | 栗原 秀忠 | 農林水産省経営局農地政策課長     |
|  | 渋谷 豊  | 農林水産省経営局農地政策課経営専門官 |

#### <事務局>

- |  |       |               |
|--|-------|---------------|
|  | 佐々木 基 | 内閣府地方創生推進室長   |
|  | 川上 尚貴 | 内閣府地方創生推進室長代理 |
|  | 藤原 豊  | 内閣府地方創生推進室次長  |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農用地利用配分計画に係る手続きの簡素化について
- 3 閉会

---

○藤原次長 時間が押しておりますので、早速、始めます。

春の提案の中で、宮崎県から、迅速化、手続の簡素化についての御提案がありまして、関係省庁、農水省とも8月20日にヒアリングをした上で、ワーキンググループから検討を依頼しておりました点につきまして、先月末、農水省から、実際に通知という形での措置をとっていただくという回答があったようでございます。その内容につきまして、今日は御説明していただき、意見交換という形にしたいと思っております。

今日は、八田座長がお休みでございますので、原委員のほうで議事進行をお願いしたい

と思います。よろしくお願ひいたします。

○原委員 時間が押して済みませんでした。よろしくお願ひいたします。

では、御説明をお願いします。

○栗原課長 農林水産省農地政策課長の栗原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、御説明いたします。

今回、県からの御提案を受けまして、また、こちらでの議論も踏まえまして、私どもとして農地中間管理事業の事務手続の円滑な実施に向け、ポイントとして2点、各県の機構に今般通知を発出したいと考えております。

その内容についてでございますけれども、お配りしています資料の記のところにございますが、まず1つ目といたしまして、農地中間管理機構は、そもそも法律の規定によりまして、市町村に対して農用地利用配分計画の案の作成・提出を求めることができることになっております。要は、機構側からお願いすることはありということになっておりますが、それに基づいて実際にやられているところもございます。

今般の通知の趣旨は、逆に市町村側から機構に対して、計画案の作成事務を行いたいのだという御要望があった場合におきましても、機構は、法律の規定に基づきまして、当該市町村に計画案の作成を依頼し、当該計画案が適切なものになるように助言することを明らかにしてございます。

2点目でございますが、農用地利用配分計画の事務手続に関しまして、既に7月に私どものほうから事務手続の短縮化の工夫の例ということで実際にお示ししているところでございますが、今般、改めまして、特に管内の市町村・農業委員会との連携を強調した上で、短縮化の努力を求めたいという内容でございます。

以上2点につきまして、本日、このワーキンググループに御報告させていただきましたので、今後、速やかに発出をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○原委員 ありがとうございます。

まず、1点目のほうで、これは市町村が計画案をつくったときに、どのように反映されるかとか、そういったルールはあるのでしょうか。

○栗原課長 最終的にその原案をおつくりいただくことをお願いしますので、当然のことながらそれを最大限尊重いたします。しかしながら、最終的には機構のほうで策定する主体になりますので、機構としていわゆる受け手のほうの一定の基準はございますから、ちゃんとそれに適合しているかどうかという点については最終的に見た上で、手続を進めることとなります。

○原委員 一般には尊重されるということですか。

○栗原課長 そうでございます。

○原委員 わかりました。先生、どうでしょうか。

○本間委員 前にお話しいただいたとおりの措置で、市町村側からの要望に応じて短縮化できる措置が講じられていくということによかったと思っておりますが、今、原委員が言われたとおり、市町村から上がってきたものに対して、機構では、どういう審査をするのか、適切なものかどうかという判断をするのにどういう基準があるか、もう一つは、そこで時間がかかることはないのかということについてお考えをお聞かせ願います。

○栗原課長 もともと市町村のほうで配分計画案を作成いただく段階あるいはそれより前から、当然、機構と市町村は連携してやることが重要でございまして、受け手の基準を満たしているかという点は事前の段階でやっておりますので、この短縮に関していいますと、市町村段階でつくる案は、基本的には機構も当然のことながら受けとれる案だという前提で進むものだと考えております。

○本間委員 ぜひ迅速に進めていただければと思います。

○八代委員 逆に、受け取れない案とはどんなものですか。イメージで。

○栗原課長 基本的にはそういうことはないと思います。

○八代委員 ないですか。一番の利害関係者は市町村だから、市町村がいいと言えば、機構としては、普通は問題はないわけですね。わかりました。

○原委員 よろしいですか。

事務局からはよろしいですか。

○藤原次長 具体的にいつごろ発出する予定かどうかだけ教えていただけますか。

○栗原課長 本日、御報告させていただきましたので、できるだけ速やかに、それこそ早ければ今週でもというつもりで事務手続は進めたいと考えております。

○藤原次長 せっかくこういう成果が出た部分は内閣府としても一緒にPRをさせていただきたいと思いますので、タイミングなどはまた御相談させていただければと思います。

それから、宮崎県には事務的にこちらからも御連絡しますが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○栗原課長 はい。

○藤原次長 では、それで進めさせていただきます。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。